

外地からの引揚者を調べる① —「引揚者在外事実調査票」—

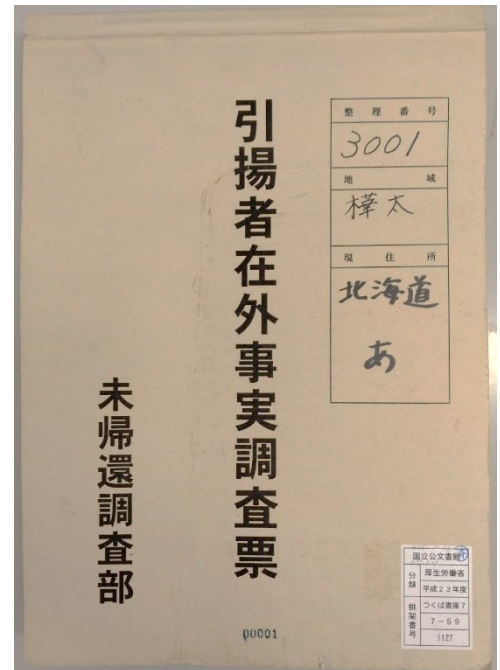
1. 作成・移管の経緯

引揚者在外事実調査票（以下「調査票」という。）とは、終戦後、海外引揚者の在外資産の国家補償を求める運動の高まりを受け、総理府に設置された在外財産問題審議会の審議資料とするため、昭和 31 年（1956 年）に厚生省引揚援護局未帰還調査部が実施した調査の個票です。

調査は引揚者在外事実調査規則（後掲、以下「調査規則」という。）に基づき実施されました。

対象は、昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日現在「外地」に在住し、同 9 月 2 日以降「本邦」に引き揚げた者であって、調査が行われた昭和 31 年当時、本邦に住所又は居所を有する日本国民となっています（ただし、外地において召集された者以外の軍人又は軍属であった者を除く）。

調査票は、世帯主が代表して記入することとされ、都道府県知事を経由して厚生大臣に提出されました。厚生省において「外地」名ごとに整理・編綴され、利用・保存された後、平成 23 年度（2011 年度）に厚生労働省から当館に移管されました。



「引揚者在外事実調査票 樺太 北海道あ〜お」（平 23 厚労 01127100）

〔資料群詳細〕引揚者在外事実調査票：<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4676121>

2. 資料の概要

総数は 1,684 冊です（内訳は別表参照）。

調査票は、概ね以下の順で整理されています。

「**外地**」名（昭和 20 年 8 月 9 日当時に世帯代表者が居住していた省名・都市名・地域名）

＞ **都道府県名**（昭和 31 年当時の在住都道府県。北（北海道）から南（沖縄）の順。）

※都道府県名より下位は、「外地」の詳しい住所順、世帯代表者の 50 音順などで整理されているようです。

3. 資料から分かること（調査票に記載されている項目）

調査票は、昭和 31 年（1956 年）当時の世帯単位で記入され、世帯代表者・世帯構成員の氏名・生年月日、世帯状況（家族構成・死亡有無）、外地における住所・職業・居住期間、引揚げの船名・上陸地・上陸年月日等が記載されています。

なお、調査規則に定められている調査票様式の他に、「引揚者在外事実調査確認票」という様式も見られますが、詳細は不明です。

4. 資料の絞り込みに必要な情報

「2. 資料の概要」のとおり整理されていることから、以下の情報があれば、ある程度の絞り込みが可能です。

- ・ 「外地」名：終戦時（昭和 20 年 8 月 9 日当時）の住所地
- ・ 昭和 31 年（1956 年）当時の世帯代表者が居住していた都道府県名
- ・ 世帯代表者の氏名

5. 関連資料

都道府県を経由して厚生省に提出されたため、都道府県側に控えが保存されている例もあります。具体的には、神奈川県立公文書館、京都府立京都学・歴彩館、大阪府公文書館、広島県立文書館、福岡共同公文書館、沖縄県庁などに保存されていることが確認できます*1。

また、兵庫県で同調査を担当した一般財団法人 HKD（兵庫県海外同友会）に残された控えと思われる調査票（調査票様式は「引揚者在外事実申告書」）は、当館に寄贈されています。

〔資料群詳細〕一般財団法人 HKD 旧蔵文書：<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4715972>

6. 注意事項

調査票の提出割合が、約 7 割と推測されている*2 とおり、引揚者全員を網羅していません。また、昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日より前に帰国している場合は、調査対象外となっています。

また、大半の簿冊の利用制限区分が「要審査」となっていることから、ご利用までに時間がかかる場合があります。なお、現在、調査票はつくば分館で保存しています。よって、利用にあたり移送の時間をいただきます。詳しくは [当館ホームページ](#)> [ご利用案内](#)> [来館して利用する方へ](#)> [利用請求する](#) をご覧ください。

[当館ホームページ](#)> [ご利用案内](#)> [来館して利用する方へ](#)> [利用請求する](#)：

<https://www.archives.go.jp/guide/riyouseikyuu.html>

【註】

*1：石崎亜美「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究—厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として—」（『北の丸』第 55 号 2023.3）

*2：木村由美・西崎純代「『引揚者在外事実調査票』の資料紹介」（『立教経済学研究』第 77 巻第 2 号 2023.10）

（掲載日 2025.3.28）

（最終更新日 同上）

【参考 1】 引揚者在外事実調査票 様式（【参考 2】引揚者在外事実調査規則中の「別紙様式」にあたるもの）

様式〔第4条〕										引 揚 者 在 外 事 実 調 査 票										都道府県	
世帯代表者	氏名					終戦時の世帯主との続柄					終戦時の住所										
	現住所						在区	1 北鮮 6 中国													
	本籍						外地	2 南鮮 7 南洋委任統治領													
	引揚後最初の住						域分	3 台湾 8 南方諸地域													
	現在の職業及び勤務先	(職業) (勤務先)					在外年数	4 樺太・千島 9 その他の地域													
世帯員の状況 そのⅠ（生存）																					
氏名	続柄	性別	生年月日 (年令)	外地渡航月	引揚出港地 船名	上陸港 引揚(上陸)年月日	生活保護 適用の有無	現住地 都道府県													
1 ()	世帯代表者	男女	大昭 年(満才)	大昭 年月		昭年月日	有無														
2 ()		男女	大昭 年(満才)	大昭 年月		昭年月日	有無														
3 ()		男女	大昭 年(満才)	大昭 年月		昭年月日	有無														
4 ()		男女	大昭 年(満才)	大昭 年月		昭年月日	有無														
5 ()		男女	大昭 年(満才)	大昭 年月		昭年月日	有無														
世帯員の状況 そのⅡ（死亡）										在外中の世帯主の職業状況											
氏名	世帯主との続柄	性別	死亡時の年令	死亡年月日	死亡場所	区分	職業	勤務先	期間												
		男女	満才	昭年月日		最長期			自年月月												
		男女	満才	昭年月日		終戦時			自年月月												
		男女	満才	昭年月日		恩給 受給状況	受給者種類	年額	円												
		男女	満才	昭年月日					円												
備 考																					
昭和31年 月 日										世帯代表者 印											

※調査票の大きさは、縦 36cm×横が 25cm。

※当画像は、第一法規株式会社が提供する法情報総合データベース「D1-Law.com」より印刷。

【参考2】 引揚者在外事実調査規則

引揚者在外事実調査規則

〔昭和三十一年五月一日厚生省令第十三号〕

引揚者在外事実調査規則を次のように定める。

引揚者在外事実調査規則

（調査の実施）

第一条 引揚者在外事実調査（以下「引揚者調査」という。）は、引揚者の昭和二十年八月九日現在の事実に関して、この省令の定めるところにより行う。

（引揚者の定義）

第二条 この省令において、「引揚者」とは、昭和二十年八月九日現在本邦（沖縄地域を含む。以下同じ。）以外の地域（以下「外地」という。）に住所を有し、かつ、同年九月二日以降本邦に引き揚げた者であつて、引揚者調査が行われる日において本邦に住所又は居所を有する日本国民をいう。ただし、外地において召集された者以外の軍人又は軍属であつた者を除く。

（調査事項）

第三条 引揚者調査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 引揚者の氏名、生年月日、本籍地及び現住所
- 二 外地における住所、居住期間、職業及び世帯構成
- 三 引揚出港地、上陸地及び上陸年月日
- 四 その他引揚者について必要な事項

（調査の方法）

第四条 引揚者は、前条に規定する事項を別紙様式による引揚者在外事実調査票に記入し、都道府県知事を経由して厚生大臣に提出するものとする。

2 前項の規定による届出は、昭和二十年八月九日現在における世帯の代表者又はこれに代る者が、世帯構成員であつた引揚者の全員につき一括して行うことを原則とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〔出典〕 衆議院法制局・参議院法制局共編

『現行法規総覧 第10編 厚生1』 第一法規出版、昭和25-

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1363929/1/95>

【別表】「引揚者在外事実調査票」の内訳

「外地」名	請求番号	冊数	備考
樺太	平 23 厚労 01127100-01276100	150	
千島	平 23 厚労 01277100-01280100	4	
北鮮咸鏡北道	平 23 厚労 01281100-01303100	23	
北鮮清津府	平 23 厚労 01304100-01320100	17	
北鮮咸鏡南道	平 23 厚労 01321100-01353100	33	
北鮮咸興府	平 23 厚労 01354100-01362100	9	
北鮮平安北道	平 23 厚労 01364100-01377100	15	
北鮮平安南道	平 23 厚労 01378100-01389100	12	
北鮮平壤府	平 23 厚労 01390100-01409100	20	
北鮮黄海道	平 23 厚労 01410100-01424100	15	
北鮮江原道	平 23 厚労 01425100-01431100	7	
北鮮雑・その他	平 23 厚労 01432100-01437100	6	
北鮮咸鏡北道	平 23 厚労 01438100	1	
北鮮咸鏡南道	平 23 厚労 01439100	1	
北鮮平安南道	平 23 厚労 01440100	1	
北鮮黄海道・北鮮江原道	平 23 厚労 01441100	1	
黒河省	平 23 厚労 01442100-01454100	13	
チチハル	平 23 厚労 01455100	1	
北安省	平 23 厚労 01456100-01487100	32	
興安東	平 23 厚労 01488100-01493100	6	
興安西	平 23 厚労 01494100	1	
興安南	平 23 厚労 01495100-01496100	2	
興安東	平 23 厚労 01497100	1	
興安南	平 23 厚労 01498100-01500100	3	01499100 は興安
興安北	平 23 厚労 01501100-01510100	10	01504100～興安北省
興安総省	平 23 厚労 01511100-01512100	2	
牡丹江省	平 23 厚労 01513100-01539100	27	
牡丹江省寧安県	平 23 厚労 01540100-01543100	4	
牡丹江省東寧県	平 23 厚労 01544100-01549100	6	
牡丹江省穆稜県	平 23 厚労 01550100-01552100	3	
牡丹江省稜陽県	平 23 厚労 01553100-01554100	2	
牡丹江省牡丹江開拓団	平 23 厚労 01555100-01559100	5	
牡丹江省	平 23 厚労 01560100-01561100	2	
牡丹江市	平 23 厚労 01562100	1	
三江省佳木斯	平 23 厚労 01563100-01574100	12	
三江省鶴立	平 23 厚労 01575100-01577100	3	
三江省樺川	平 23 厚労 01578100	1	
三江省依蘭県	平 23 厚労 01579100	1	
三江省方正県	平 23 厚労 01580100	1	
三江省湯原県	平 23 厚労 01581100-01582100	2	
三江省富錦	平 23 厚労 01583100	1	
三江省羅北通河	平 23 厚労 01584100	1	
三江省撫遠・同江・綏浜・仏山	平 23 厚労 01585100	1	

国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) の検索窓に “引揚者在外事実調査票” と、空白を挟んで “(「外地」名)” を入力し検索すると、該当簿冊が検索結果として表示されます。

「外地」名	請求番号	冊数	備考
三江省開拓団	平 23 厚労 01586100-01598100	13	
三江省	平 23 厚労 01599100-01600100	2	
東安省	平 23 厚労 01601100-01630100	30	
間島省	平 23 厚労 01631100-01651100	21	01647100 は汪清県とあり
熱河省	平 23 厚労 01652100-01663100	12	
錦州省	平 23 厚労 01664100-01706100	43	
安東省	平 23 厚労 01707100-01732100	26	
奉天省	平 23 厚労 01733100-01855100	123	
奉天市	平 23 厚労 01856100-01981100	126	
大連市	平 23 厚労 01982100-01983100	2	50 音順
竜江省	平 23 厚労 01984100-02017100	34	
浜江省	平 23 厚労 02018100-02038100	21	
哈尔滨 (ハルビン)	平 23 厚労 02039100-02103100	65	
関東州	平 23 厚労 02104100-02220100	117	
吉林省	平 23 厚労 02221100-02271100	51	
新京市	平 23 厚労 02272100-02377100	106	
四平市	平 23 厚労 02378100-02403100	26	
通化省	平 23 厚労 02404100-02421100	18	
満州不明	平 23 厚労 02422100-02428100	7	
河北省	平 23 厚労 02429100-02453100	25	50 音順
北京市	平 23 厚労 02454100-02504100	51	50 音順
天津市	平 23 厚労 02505100-02550100	46	50 音順
河南省	平 23 厚労 02551100-02560100	10	50 音順
山西省	平 23 厚労 02561100-02583100	23	50 音順
山東省	平 23 厚労 02584100-02644100	61	50 音順
安徽省	平 23 厚労 02645100-02653100	9	50 音順
湖北省	平 23 厚労 02654100-02656100	3	50 音順
武漢	平 23 厚労 02657100-02665100	9	50 音順
浙江省	平 23 厚労 02666100-02668100	3	50 音順
江蘇省	平 23 厚労 02669100-02707100	39	50 音順
上海市	平 23 厚労 02708100-02765100	58	50 音順
広東省	平 23 厚労 02766100-02767100	2	50 音順
広東市	平 23 厚労 02768100-02772100	5	50 音順
内蒙古	平 23 厚労 02773100-02795100	23	50 音順
海南島	平 23 厚労 02796100-02801100	6	50 音順
広西省	平 23 厚労 02802100	1	
青島市	平 23 厚労 02803100	1	
漢口・南京	平 23 厚労 02804100	1	
南支	平 23 厚労 02805100	1	
中支	平 23 厚労 02806100	1	
号外	平 23 厚労 02807100	1	
その他	平 23 厚労 02808100	1	
分類不明	平 23 厚労 02809100-02809100	2	
計		1,684	

国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) の検索窓に “引揚者在外事実調査票” と、空白を挟んで “(「外地」名)” を入力し検索すると、該当簿冊が検索結果として表示されます。